

## 令和5年度 公の施設目標管理型評価書【市民芸術文化会館】

施設名	新潟市民芸術文化会館				
管理者名	(公財)新潟市芸術文化振興財団	指定期間	平成31年4月1日	～	令和6年3月31日
担当課	新潟市文化スポーツ部文化政策課				
所在地	中央区一番堀通町3番地2				
根拠法令	—				
設置条例	新潟市民芸術文化会館条例				
施設概要	設置:平成10年10月 施設規模:鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積25,099.9㎡ 施設内容:コンサートホール(1,994人)、劇場(898人)、能楽堂(382人)、スタジオ(2室)、練習室(8室)、ギャラリー、展望ロビー、新津記念室 料金区分:午前、午後、夜間、全日の区分で場所ごとに料金を設定している。				

施設設置目的	
音楽、演劇、能その他の舞台芸術の振興を図り、もって市民文化の向上に資する。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
1 理念	芸術・芸能文化の【継承】【発展】【創造】と【社会貢献】
2 期待される機能	【本質的な機能】 ・舞台芸術の振興 ・芸術文化活動の普及振興  【発展的機能】 ・都市の魅力の向上 ・良好な都市イメージを発信することによる、交流人口の拡大、経済波及効果の増大など
3 基本方針	① 市民の文化活動の支援 ② 質の高い専門性に富んだ芸術を鑑賞する機会の提供 ③ 文化を支える人材の育成 ④ 地域に根ざした文化創造 ⑤ 社会的役割を果たす基盤の整備・拡充

### 令和4年度

視点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市民	基準稼働率の達成	コンサートホール稼働率	86.0%以上		
		劇場稼働率	80.0%以上		
		能楽堂稼働率	39.0%以上		
	基準利用者数の達成	年間利用者数	347,000人以上		
	文化事業年間鑑賞者数	自主文化事業の年間鑑賞者数が、	100,000人以上		
	貸館利用者に対するサービスの提供及び意見やニーズを聴取する取り組み	下記の取組をしているか。 ・利用者の安全に配慮した貸館対応マニュアルの整備 ・舞台装置の操作助言の実施 ・意見箱、アンケート、インタビューを組み合わせた利用者の意見聴取の実施			
	貸館利用者(主催者)満足度	貸館利用者の満足度調査で、90%以上			
	文化事業公演鑑賞者の意見やニーズを聴取する仕組の有無	意見箱、アンケート、インタビューを組み合わせた利用者の意見聴取を実施していること			
	文化事業公演等の鑑賞者の満足度	文化事業公演等の鑑賞者の満足度調査で、90%以上			
	ワークショップ回数・アウトリーチ回数	ワークショップ回数・アウトリーチ回数が年間100以上			

	公演や催し物情報の情報発信	下記の取組をしているか。 ①ホームページ、②メールマガジン、 ③テレビ・ラジオ、④新聞、⑤雑誌、⑥ 機関紙、⑦SNS			
	会館会員サービス、チケット販売サ ービスに関する取り組み	下記の取組をしているか。 ①会員先行予約・優先予約制度、② チケット購入者への駐車場割引、③チ ケット割引制度、④セット券の販売、 ⑤カード決済、⑥会員への機関紙の 送付、⑦チケットのネット販売			
	会館会員数の確保	年度末を基準として、5,400人以上の 会員数の確保			
	ホスピタリティに関する取り組み	下記の取組をしているか。 ・レセプションистの配置 ・市民に届く広報の実施 ・苦情、要望に対する対応として、回 答が必要な場合、2週間以内に連絡 を入れているか(回答が遅れる旨の 連絡でも可)			
	東京オリンピックパラリンピック競技大 会文化プログラムへの取り組み	文化プログラム認証件数が年間で30 件以上			
	社会包摂、コミュニティの創造と再生	教育・医療・福祉等 異分野との連携 機会が年間で4件以上			
	子どもが文化芸術に触れる機会の提 供	子ども向け文化事業を実施しているこ と			
財 務	文化事業 自主財源比率	自主財源比率 67%以上			
	文化事業収入拡大及び外部資金の 獲得	下記の取組をしているか。 ・文化事業収入拡大のための営業活 動 ・外部資金獲得の情報収集 ・外部資金獲得の関係づくり			
	施設使用料収入の増加	使用料収入 71,000千円以上			
	施設利用者一人当たりの運営経費	利用者一人当たりのコスト(人件費及 び工事費を除く)を939円以下			
	市民の文化的環境の充実に対する第 三者からの高い評価	国等からの財政的支援の獲得			
業 務	長期的な管理施設の保全及び、安全 確保体制の確立	下記の取組をしているか。 ・市公共建築物保全計画(H30 年4月改定)に基づく市の保全 計画づくりへの協力 ・消防訓練、防災訓練、AED訓 練の実施 ・緊急時の連絡体制、マニュアル整備			
	日常連絡の適切さ	月次報告書を翌月10日までに提出			
	事業計画・事業報告の適切さ	事業報告書を翌年度4月30日までに 提出			
	運営方針、事業目標	下記の取組をしているか。 ・設置目的、基本的使命を踏まえた運 営方針がある ・運営方針をホームページ等で市民に 公開している ・運営方針に基づく事業目標に関する 自己評価を行っている			
	運営方針を実現するための経営戦略 の有無	下記の取組をしているか。 ・内部で定期的に各事業を検証する 会議を実施している ・所有者である市と各事業の検証結 果について会議を行っている ・内部及び市との会議を受けて業務 改善、経営の効率化に取り組んでい る			

	関係法令等の順守	下記の取組をしているか。 ・個人情報保護研修の実施 ・コンプライアンス研修の実施 ・守秘義務違反なし			
	他の公立館との共同・連携企画の実施	共同・連携公演の企画が年間10企画以上			
	協働の推進による「公益の増進」「行政の代行的・補完的機能の増進」の実現	・行政にない専門性を活かした管理運営 ・幅広い分野との連携、コーディネーター人材の確保 ・地域の文化人材との連携			
人 材	専門性の高い人材の活用	下記の取組をしているか。 ・オルガニストの配置 ・文化関係法規に精通した弁護士との顧問契約 ・専門的知識、技能、経験、資格等を備えた人材の活用			
	職員の育成	下記の取組をしているか。 ・内部、外部研修の受講 ・スキルアップにつながる自主企画事業の実施 ・研修成果の館内へのフィードバック			
	労働基準の充足	労働基準違反に該当する問題がないこと			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている(複数の指標の場合、全てを達成し、かつその達成度・内容が優れている)

B: 要求水準(評価指標)が達成されている(複数の指標の場合、全てが達成されている)

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない(複数の指標の場合、全ては達成されていない)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所管課による総合評価(所見)